

堺市公報 第330号	令和6年9月20日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

【環境局環境事業部クリーンセンター管理課】…………… 2

○堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】…………… 2

○堺市霊園条例施行規則及び堺市立霊堂条例施行規則の一部を改正する規則

【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】…………… 3

<告示>

○自転車等放置禁止区域の指定の一部を改正する告示

【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】…………… 13

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【総務局行政部総務サービス課】…………… 15

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【財政局契約部調達課】…………… 16

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【健康福祉局長寿社会部医療年金課】…………… 17

○予防接種法に基づく令和6年度インフルエンザ予防接種の実施について

【健康福祉局保健所感染症対策課】…………… 18

○農用地利用集積計画

【産業振興局農政部農地課】…………… 19

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 27

規 則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第71号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号の規定による申請書の提出（第4条第1項第1号ア(ケ)に掲げるごみの搬入に係るものに限る。）を行おうとする者は、搬入日時及び搬入しようとする廃棄物の内容をあらかじめ市長に申し出なければならない。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

~~~~~

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第72号

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例（令和5年条例第12号）の施行期日は、令和6年10月1日とする。

堺市霊園条例施行規則及び堺市立霊堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第73号

#### 堺市霊園条例施行規則及び堺市立霊堂条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市霊園条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市霊園条例施行規則(昭和38年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内」を「本市の区域内(以下「市内」という。)」に改め、同条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 生前において市内に住所を有していた者の焼骨を合葬式墓地(条例第4条に規定する合葬式墓地をいう。以下同じ。)に埋蔵しようとするとき。
- (4) 条例第14条第1項の規定により墓地(条例第8条第2項に規定する墓地をいう。以下同じ。)を返還した場合であって、当該墓地に埋蔵されていた焼骨を合葬式墓地に改葬しようとするとき。
- (5) 堺市立霊堂条例(平成6年条例第33号)第16条の規定により納骨壇の使用を廃止した場合であって、当該納骨壇に収蔵されていた焼骨を合葬式墓地に改葬しようとするとき。

第3条第1項中「堺市霊園使用(変更)許可申請書(様式第1号)」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 墓地 堺市霊園使用(変更)許可申請書(様式第1号)
- (2) 合葬式墓地及び記名板 堺市霊園使用許可申請書(合葬式墓地用)(様式第1号の2)

第3条第2項中「による」の次に「墓地の」を加え、同条第3項中「霊園」を「墓地」に改め、「による」の次に「他の墓地の」を加え、同条第4項中「第17条」を「第17条第2項」に改め、「により」の次に「墓地の」を加え、「第1項」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定による合葬式墓地の使用許可の申請は、埋蔵しようとする焼骨(直接合葬(条例第12条の2第1項第1号に規定する直接合葬をいう。以下同じ。)の場合にあつては、当該申請をしようとする者の親族のものに限る。)を現に所持していなければ、することができない。

第5条中「の内容は、次のとおりとする」を「は、本市の広報紙等に次に掲げる事項

を掲載することにより行う」に改め、同条第2号中「区画数、使用期間、使用料及び管理料」を「数又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵の数及び使用期間」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料及び管理料（合葬式墓地の使用に係る公募にあつては、使用料）

第6条第1項中「使用者は、墓地」を「墓地の使用者は、当該墓地」に改める。

第7条第1項中「使用者」の次に「（合葬式墓地の使用者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「又は墓碑等を設置しよう」を「若しくは墓碑等を設置し、又は霊園内に碑石、形像類を建立しよう」に、「、囲障又は墓碑等」を「、墓地の囲障若しくは墓碑等又は霊園内の碑石、形像類」に改め、同条第3項中「墓地の」を「前項の許可書に係る」に改め、同項ただし書中「又は墓碑等」を「若しくは墓碑等又は碑石、形像類」に改め、同条第4項中「と前項の完了届等とにそご」を「の内容と前項の完了届等の内容とに相違」に改める。

第9条の見出し中「墓地」を「墓地等」に改め、同条中「条例第14条の規定により墓地を返還しようとする者は、堺市霊園返還届書」を「使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、堺市墓地等返還届書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 条例第14条の規定により墓地を返還しようとするとき。

(2) 条例第22条第5号に規定する申出を行い、これが認められたとき。

(3) 条例第22条第6号に規定する改葬を行おうとするとき。

第11条中「、様式第10号」を「、墓地又は碑石、形像類の建立に係る使用にあつては堺市霊園使用許可証（様式第10号）と、合葬式墓地及び記名板に係る使用にあつては堺市霊園使用許可証（合葬式墓地用）（様式第10号の2）」に改める。

第13条中「使用者」の次に「（合葬式墓地の使用者を除く。）」を加える。

第14条の見出し中「埋蔵」を「埋蔵等」に改め、同条第1項中「が焼骨を埋蔵しよう」を「は、焼骨を埋蔵し、又は収蔵しよう」に、「当該埋蔵」を「その埋蔵又は収蔵」に改め、同条第2項中「堺市霊園親族外埋蔵許可申請書」を「堺市霊園親族外埋蔵承認申請書」に改め、同条第3項中「堺市霊園親族外埋蔵承認書」の次に「（様式第13号の2）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 条例第15条第1項第3号及び第22条第5号の規則で定める焼骨の埋蔵の手續及び焼骨の収蔵の手續は、第1項の規定による届出とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（一時収蔵施設保管後合葬における焼骨の保管及び埋蔵）

第14条の2 一時収蔵施設保管後合葬（条例第12条の2第1項第2号に規定する一時収蔵施設保管後合葬をいう。以下同じ。）の場合における一時収蔵施設における焼骨の保管位置は、市長が定める。

2 市長は、条例第12条の2第1項第2号に規定する保管期間が経過したときは、一

時収蔵施設に保管された焼骨を合葬式墓地に埋蔵するものとする。

第15条第1項前段中「使用者」の次に「（直接合葬に係る合葬式墓地の利用者を除く。）」を、「又は分骨」の次に「（一時収蔵施設保管後合葬に係る合葬式墓地の利用者にあつては、焼骨の改葬に限る。）」を加える。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

様式第9号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第10号中

「  
使用許可を受  
けた墓地  
を  
使用許可を受  
けた墓地等  
に改め、  
」

「区 号」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

様式第11号中

|                 |              |    |                |   |
|-----------------|--------------|----|----------------|---|
| 使用許可を受けた<br>墓 地 | 区 号          | 種別 | □一般墓地<br>□芝生墓地 | を |
| 使用許可年月日         | □ 年 月 日<br>□ | 面積 | m <sup>2</sup> |   |

|                   |       |    |                                               |   |
|-------------------|-------|----|-----------------------------------------------|---|
| 使用許可を受けた<br>墓 地 等 |       | 種別 | □一 般 墓 地<br>□芝 生 墓 地<br>□合 葬 式 墓 地<br>□碑石、形像類 | に |
| 使用許可年月日           | 年 月 日 | 面積 | m <sup>2</sup>                                |   |

改める。

様式第12号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第13号中「堺市霊園親族外埋蔵許可申請書」を「堺市霊園親族外埋蔵承認申請書」に、

「フリガナ氏 名」を「フリガナ氏 名」に、

「墓 地」を「墓 地 等」に改め、「区 号」を削り、

|                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「                                                                                                                                                         | 「                                                                                                                                                                                                  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/>一般墓地<br/> <input type="checkbox"/>芝生墓地         </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/>一 般 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>芝 生 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>合葬式墓地         </div> |
| を                                                                                                                                                         | に、                                                                                                                                                                                                 |
| 」                                                                                                                                                         | 」                                                                                                                                                                                                  |
| 「                                                                                                                                                         | 「                                                                                                                                                                                                  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/><br/> <input type="checkbox"/> </div>                 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <br/> </div>                                                                                                           |
| 年 を                                                                                                                                                       | 年 に改め、                                                                                                                                                                                             |
| 」                                                                                                                                                         | 」                                                                                                                                                                                                  |

同様式の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第14号中

「<sup>フリガナ</sup>氏 名」を「フリガナ氏 名」に、  
 「堺市霊園にある墓地に埋蔵している」を「次のとおり」に、「改葬又は」を「改葬し、又は」に改め、「次のとおり」を削り、「使用許可を受けた墓地」を「使用許可を受けた墓地等」に改め、「区 号」を削る。

様式第17号中

|                                                                                                                                                                 |     |                                                                                                                                                                                                                                            |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 「 <sup>フリガナ</sup> 氏 名」                                                                                                                                          | を   | 「フリガナ氏 名」                                                                                                                                                                                                                                  | に、            |
| 「墓 地」                                                                                                                                                           | を   | 「墓 地 等」                                                                                                                                                                                                                                    | に改め、「区 号」を削り、 |
| 「                                                                                                                                                               | 「   |                                                                                                                                                                                                                                            |               |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/>一 般 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>芝 生 墓 地         </div> | を   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/>一 般 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>芝 生 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>合 葬 式 墓 地<br/> <input type="checkbox"/>碑石、形像類         </div> | に、            |
| 」                                                                                                                                                               |     | 」                                                                                                                                                                                                                                          |               |
| 「                                                                                                                                                               | 「   |                                                                                                                                                                                                                                            |               |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/><br/> <input type="checkbox"/> </div>                       | 年 を | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <br/> </div>                                                                                                                                                   | 年 に改める。       |
| 」                                                                                                                                                               |     | 」                                                                                                                                                                                                                                          |               |

様式第18号中

「氏<sup>フリガナ</sup>名<sup>ナ</sup>様」を「氏名様」に、  
「墓地」を「墓地等」に改め、「区号」を削り、  
「  

☐一般墓地  
☐芝生墓地

を  

☐一般墓地  
☐芝生墓地  
☐合葬式墓地  
☐碑石、形像類

に、  
「  

☐  
☐

年を  
年に改める。
」

(堺市立霊堂条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市立霊堂条例施行規則(平成7年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「納骨壇」の次に「及び一時収蔵施設」を加える。

第13条第1項中「(遺髪その他これら)」を「(遺髪その他これ)」に改める。

様式第9号及び様式第10号の注書1中「これら」を「これ」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第1条中堺市霊園条例施行規則第7条の改正規定(同条第1項中「使用者」の次に「合葬式墓地の使用者を除く。以下この条において同じ。」を加える部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の霊園の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、第1条の規定による改正後の堺市霊園条例施行規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号の2（第3条関係）

堺市霊園使用許可申請書（合葬式墓地用）

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

生年月日

年 月 日生

次のとおり霊園を使用したいので、堺市霊園条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                                  |                                                                    |       |  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 合葬式墓地における埋蔵方法<br>(□にレを記入してください。) | <input type="checkbox"/> 直接合葬 <input type="checkbox"/> 一時収蔵施設保管後合葬 |       |  |
| 埋 蔵 数                            | 体                                                                  |       |  |
| 使 用 料                            | 円                                                                  |       |  |
| 記 名 板                            | 有 ・ 無                                                              |       |  |
|                                  | 記載事項<br>(彫刻文字)                                                     | 氏 名   |  |
|                                  |                                                                    | 生年月日  |  |
|                                  |                                                                    | そ の 他 |  |
|                                  | 使 用 料                                                              | 円     |  |

備考 使用料は、1体当たりの使用料の額に埋蔵する焼骨の数を乗じて得た金額とする。

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。

- ☐ 使用に当たっては、堺市霊園条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。
- ☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
- ☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。



様式第9号（第9条関係）

## 堺市墓地等返還届書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 郵便番号  
(使用者)住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

次のとおり墓地等を返還したいので、堺市霊園条例及び堺市霊園条例施行規則の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

|                   |                                 |            |                                                                                                  |
|-------------------|---------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用許可を受けた<br>墓 地 等 |                                 | 既 納<br>使用料 | 円                                                                                                |
| 使用許可年月日           | 年 月 日                           | 種 別        | <input type="checkbox"/> 一般墓地<br><input type="checkbox"/> 芝生墓地<br><input type="checkbox"/> 合葬式墓地 |
| 当初の使用開始日          | 年 月 日                           | 面 積        | m <sup>2</sup>                                                                                   |
| 使 用 期 間           | 年 月 日から 年 月 日まで                 |            |                                                                                                  |
| 返 還 理 由           |                                 |            |                                                                                                  |
| 建 立 物 件           |                                 |            |                                                                                                  |
| 添 付 書 類           | 堺市霊園使用許可証、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類 |            |                                                                                                  |

## 注意

- 1 当初の使用開始日の記入欄には、許可証に記載されている使用開始年月日を記入してください。
- 2 使用期間の記入欄には、当初の使用開始日から、返還について本市の承認を受けた日までの期間を記入してください。



堺市霊園使用許可証（合葬式墓地用）

|     |                                                                               |                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 使用者 | 使用者コード                                                                        |                                                                    |
|     | 使用許可を受けた墓地等                                                                   |                                                                    |
|     | 埋蔵方法の種別                                                                       | <input type="checkbox"/> 直接合葬 <input type="checkbox"/> 一時収蔵施設保管後合葬 |
|     | 記名板                                                                           | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無              |
|     | 使用開始日                                                                         | 年    月    日                                                        |
|     | 使用料（合葬式墓地）                                                                    |                                                                    |
| 摘要  | 使用料（記名板）                                                                      |                                                                    |
|     | 上記のとおり堺市霊園の使用を許可します。<br>年    月    日<br>堺市長 <span style="float:right">印</span> |                                                                    |

様式第12号（第14条関係）

## 堺市霊園焼骨埋蔵届

年 月 日

堺市長 殿

使用者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

堺市霊園に焼骨を埋蔵し、又は収蔵したいので、堺市霊園条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
|---------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 使用許可を受けた墓地等                     |               |                                                                                                                                   |           |         |
| 種 別                             |               | <input type="checkbox"/> 一般墓地 <input type="checkbox"/> 芝生墓地<br><input type="checkbox"/> 直接合葬 <input type="checkbox"/> 一時収蔵施設保管後合葬 |           |         |
| 代理者の住所・氏名<br>(使用者以外の家族が届出をする場合) |               | 住 所<br>フリガナ<br>氏 名<br>使用者との続柄 ( )                                                                                                 |           |         |
| 埋蔵等に関する事項                       | フリガナ<br>死亡者氏名 | 埋 蔵 年 月 日<br>(収蔵年月日)                                                                                                              | 死 亡 年 月 日 | 使用者との続柄 |
|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
|                                 |               |                                                                                                                                   |           |         |
| 添 付 書 類                         |               | (1) 堺市霊園使用許可証<br>(2) 火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類<br>(3) 委任状（届出人が代理人の場合のみ）                                                               |           |         |

様式第13号の2（第14条関係）

## 堺市霊園親族外埋蔵承認書

年 月 日

住所

氏名 様

堺市長



次のとおり堺市霊園に焼骨を埋蔵することを承認します。

|                   |           |       |     |                                |
|-------------------|-----------|-------|-----|--------------------------------|
| 使用許可を受けた<br>墓 地 等 |           |       | 種 別 | <input type="checkbox"/> 一般墓地  |
| 使用許可年月日           | 年 月 日     |       |     | <input type="checkbox"/> 芝生墓地  |
|                   |           |       | 面 積 | <input type="checkbox"/> 合葬式墓地 |
|                   |           |       |     | m <sup>2</sup>                 |
| 親 族 外 埋 蔵 者       | 死 亡 年 月 日 | 年 月 日 |     |                                |
|                   | 住 所       |       |     |                                |
|                   | 氏 名       |       |     |                                |
| 埋 蔵 理 由           |           |       |     |                                |

告 示

堺市告示第353号

自転車等放置禁止区域の指定について（平成24年告示第323号）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から施行する。

令和6年9月20日

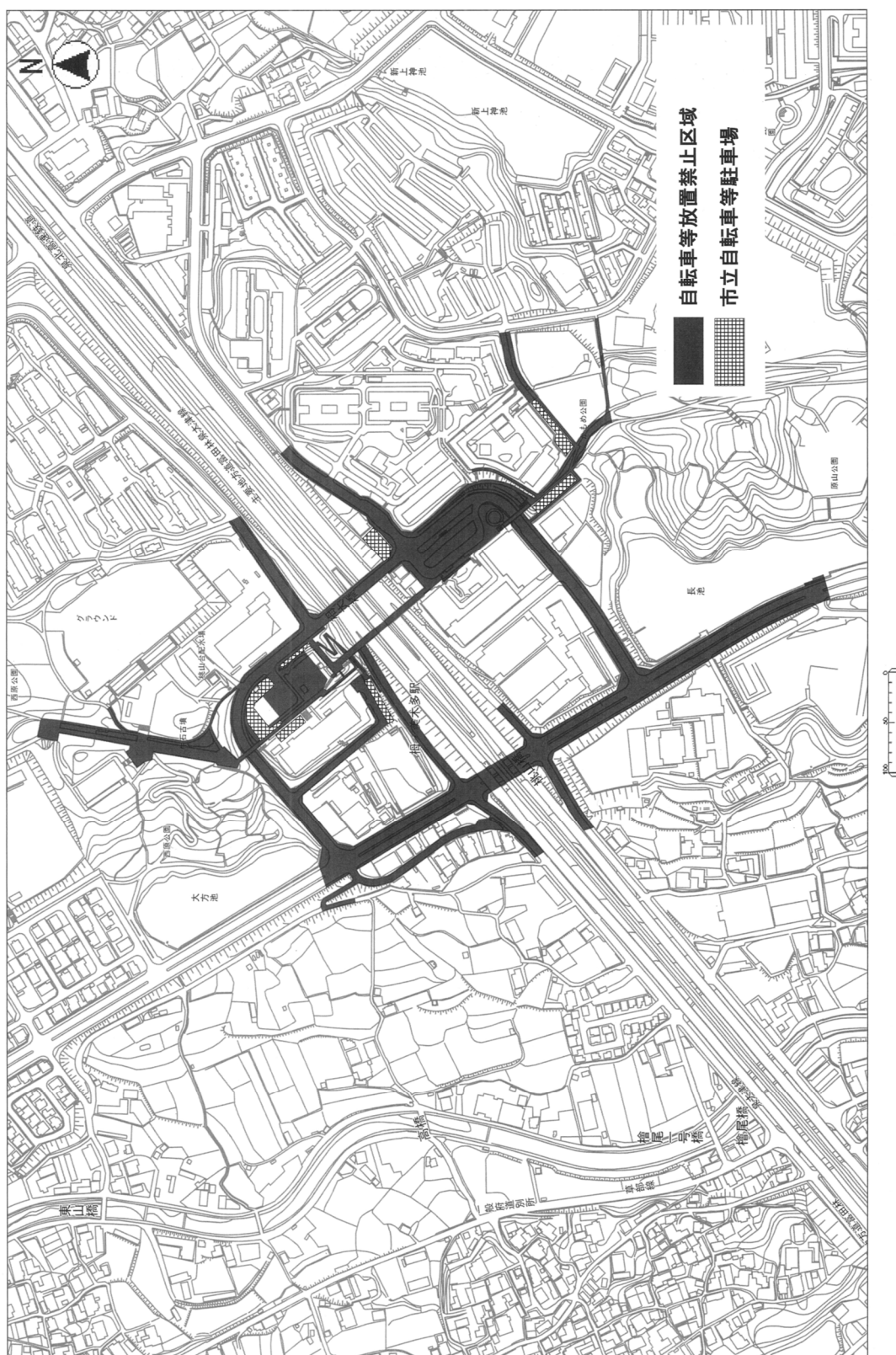
堺市長 永 藤 英 機

本則の表柵・美木多駅周辺の項中「赤色で」を削る。

柵・美木多駅周辺の別図を次のように改める。

（次のよう 別記）

根・美木多駅周辺自転車等放置禁止区域図



## 公 告

堺市公告第548号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
職員情報システム及び教職員情報システム改修業務（児童手当制度改正対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
総務局行政部総務サービス課  
堺市堺区甲斐町東3丁目2番6号 堺市保健医療センター内4階
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年9月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部  
部長 村山 栄  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥53,963,800－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第549号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

有機物処理機 1台

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社トータルプラン・ナカニシ

代表取締役 中西 泰一

大阪府堺市西区鳳北町10丁118

5 落札金額

¥38,498,900－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年7月3日

~~~~~

堺市公告第550号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

保険年金事務における標準準拠システム移行のためのデータ抽出業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 関西支社

支社長 堀内 浩祐

大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥104,835,416－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第551号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 実施期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

(1) 明らかな発熱を呈している者（37.0℃以上の者をいう。）

(2) 重篤な急性疾患にかかっている者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）

(3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが

あることが明らかな者

- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
- (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第552号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年9月5日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                |              | 設定する利用権           |        |           |             |        |                |
|--------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|------------------------------|--------------|-------------------|--------|-----------|-------------|--------|----------------|
| 住所                 | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                           | 氏名           | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期          | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法       |
| 堺市中区辻之967番地        | 豊西 克嘉 | 中区上之       | 72-1   | 田    | 474                 | 宮城県仙台市太白区あすと長町3丁目11番34-1202号 | 澤田 由紀子       | 賃貸による権利           | 畑として利用 | 令和6年11月1日 | 令和11年10月31日 | 12,000 | 毎年9月に寺岸千鶴子宅へ持参 |
| 堺市中区陶器北928番地12     | 橋 健一郎 | 中区陶器北      | 2131   | 畑    | 444                 | 堺市中区辻之16番地1                  | 土山 倫子        | 賃貸による権利           | 畑として利用 | 令和6年11月1日 | 令和9年10月31日  | 20,000 | 毎年末までに貸手宅へ持参   |
|                    |       |            | 2132   | 畑    | 11                  |                              |              |                   |        |           |             |        |                |
|                    |       |            | 2133   | 畑    | 1,265               |                              |              |                   |        |           |             |        |                |
|                    |       |            | 2134   | 畑    | 266                 |                              |              |                   |        |           |             |        |                |
| 堺市北区金岡町2728番地3     | 芝野 裕晃 | 北区金岡町      | 2753   | 田    | 571                 | 堺市北区新堀町2丁目33番地               | 中森 克英<br>外1名 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日   | -      | -              |
|                    |       |            | 2754-1 | 田    | 573                 |                              |              |                   |        |           |             |        |                |
| 堺市北区中村町1148番地2三原様方 | 中西 真也 | 北区中村町      | 354    | 田    | 2,495               | 堺市北区中村町300番地3                | 寺内 進         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日   | -      | -              |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |     |      |                     |              | 利用権を設定する者(貸手) |                   | 設定する利用権 |           |           |       |          |
|-----------------|--------|------------|-----|------|---------------------|--------------|---------------|-------------------|---------|-----------|-----------|-------|----------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番  | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所           | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期        | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 泉大津市森町1丁目1番55号  | 株式会社ラフ | 南区三木閉      | 6   | 田    | 400                 | 堺市南区三木閉116番地 | 藤原 信彦         | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用  | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -     | -        |
|                 |        |            | 7-1 | 田    | 472                 |              |               |                   |         |           |           |       |          |
|                 |        |            | 8   | 田    | 581                 |              |               |                   |         |           |           |       |          |
|                 |        |            | 9   | 田    | 634                 |              |               |                   |         |           |           |       |          |
|                 |        |            | 20  | 田    | 932の内512            |              |               |                   |         |           |           |       |          |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区北野田902番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区日置荘原寺町549番地
北田 仁彦